新 コ 第１４５５号

令和５年２月２４日

県内医療機関　管理者　殿

岡山県保健福祉部長

新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に悩む方の診療を行う

医療機関の公表等について（依頼）

本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進につきましては、平素から御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現在、新型コロナウイルス感染症の罹患後症状（以下「コロナ罹患後症状」という。）に悩まれている方については、ご自身のかかりつけ医等や地域の医療機関（以下「かかりつけ医等」という。）を受診していただくよう案内しているところです。

この度、コロナ罹患後症状に悩んでいるが、かかりつけ医等がなく受診が困難な方に向けて、初診患者を受け入れていただける医療機関を県ホームページ等で広く周知するよう、厚生労働省から通知がありました。

つきましては、初診患者の診療に応じていただける医療機関を募集いたしますので、御協力いただける場合は、下記により回答いただきますよう、お願い申し上げます。

記

１　対象とする医療機関

1. コロナ罹患後症状に悩む方の診療をしている医療機関であること
2. コロナ罹患後によくみられる各症状のうち、診療をしている症状を明確にできる医療機関であること
3. コロナ罹患後症状に悩む方の診療をしている医療機関として医療機関名、住所、連絡先、コロナ罹患後症状に悩む方の診療をしている診療科名等の公表が可能な医療機関であること
4. かかりつけ患者以外の患者も受診可能であること

２　登録方法

　　県電子申請サービスにより登録ください。

<https://apply.e-tumo.jp/pref-okayama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=29450>

　　※インターネット環境がない場合は、文書により手続きをさせていただきますので、下記お問い合わせ先に電話で申し付けください。

　　※かかりつけ患者のみを対象としている場合は、今回は選定、公表の対象としません。

　　※入力期限は設定いたしませんが、３月１０日までに入力いただいた情報を整理して３月中に県ホームページにおいて公表させていただきます。

参考

* 「新型コロナウイルス感染症 診療の手引き」別冊「罹患後症状のマネジメント（第2.0版）」 <https://www.mhlw.go.jp/content/001001502.pdf>
* 県ホームページ「新型コロナウイルス感染症罹患後も続く症状（後遺症）にお悩みの方へ」<https://www.pref.okayama.jp/page/767801.html>

（お問い合わせ先）

　岡山県新型コロナウイルス感染症対策室

　患者情報班

　電話：０８６－２２６－７９４７